

宮川右岸堤防改修景観検討委員会（仮称）規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「宮川右岸堤防改修景観検討委員会」（以下、「委員会」という。）と称する。

（目的及び設置）

第2条 委員会は、歴史的土木遺産、文化遺産を内在し、さくら100選にも選ばれ名勝指定された宮川右岸堤防の改修にあたり、市民の皆様に親しまれる安全な堤防にするため、景観や歴史等、様々な観点から意見・助言・フォローアップをいただき、宮川右岸堤防改修について検証することを目的として、三重河川国道事務所長（以下、「所長」という。）が設置する。

（組織等）

第3条 委員会の委員は所長が委嘱し、別紙のとおりとする。

2. 委員の任期は4年とし、再任は妨げないものとする。
3. 委員に欠員が生じた場合には、必要に応じて補充を行うものとする。
4. 委員会は、必要に応じて専門的な知識を有する者を招聘し、意見を聞くことができる。

（情報公開）

第4条 委員会の会議、会議資料、議事録については、原則として公開とする。

（会議）

第5条 委員会には委員長をおくこととし、別紙のとおりとする。

2. 委員長は、委員会の議事を進行する。
3. 委員長に事故があるときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代行する。
4. 委員会の招集・開催は、所長が行う。
5. 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
6. 委員の代理出席は、原則として認めない。

（守秘義務）

第6条 委員は、委員会で知り得た内容等の秘密を外に漏らしてはならない。また、委員の職を退いた後も同様とする。

（事務局）

第7条 委員会の事務局は、国土交通省三重河川国道事務所が行うものとする。

（規約の改正）

第8条 本規約の改正は、委員総数の過半数の同意をもってこれを行うものとする。

（その他）

第9条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会においてこれを定める。

付 則

（施行期日）

この規約は、平成25年 月 日から施行する。

宮川右岸堤防改修景観検討委員会（仮称）名簿

役 職	氏 名	所 属 等	専門分野
	あさの 浅野 聰	三重大学大学院 工学研究科 准教授	都市計画・景観計画
	おかだ のぼる 岡田 登	皇學館大学文学部 教授	歴史・文化
	すぎやま けんぞう 杉山 謙三	伊勢市京町 自治会会长	
	なかやま いっこう 中山 一幸	伊勢市宮川町 町内会会长	
委員長	まつお なおき 松尾 直規	中部大学工学部 教授	河川工学

(敬称略 50音順)